

宿泊事業者による感染防止対策等支援事業について

旅行者が安心して旅行を楽しめる環境を整備するため、県内宿泊施設が行う感染予防対策強化等の取組みに対し、補助を行う。

1 対象施設

次のいずれも満たすこと。

- ① 旅館業法の許可を受けている県内宿泊施設（旅館、ホテル、簡易宿所）
- ② 「とくしまコロナお知らせシステム」に登録
- ③ 県「ガイドライン実践店ステッカー」を掲示

2 期 間

令和 2 年 5 月 1 4 日から令和 4 年 1 月 3 1 日までに実施されたもの。

※申請受付期間：令和 3 年 8 月 1 日～1 2 月 2 8 日

3 内 容

補助対象経費	補助額	補助率
① 感染症対策に資する物品の購入等経費 (例)・感染予防ガイドラインへの対応に必要な設備、機器、必需品購入 (消耗品、リース料含む) ・専門家による感染症対策に係る検証費用	施設規模に応じ 段階的に設定 (上限) ～49室：300万円 50室～：500万円	2 分の 1
② 前向き投資に要する経費 (例)・ワーケーション等に対応した施設改修やコンテンツ開発 ・非接触チェックインシステムの導入	上限 7 5 0 万円	4 分の 3 ※7 月末までに着手している場合は <u>2 分の 1</u>

4 予算額

7 2 0 , 0 0 0 千円（観光庁「地域観光事業支援」を活用）